

「リテラ・クリア証券 方針・約款・規定集」等の改定のお知らせ

(2024年7月15日実施)

平素よりリテラ・クリア証券をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2024年7月15日を施行日として、単元未満株式のご注文受付時間を変更させていただくため、かかる取扱規定等の改定を行います。

詳しくは以下の「リテラ・クリア証券 方針・約款・規定集」の新旧対照表、「上場有価証券等の取引に関する説明書」の別紙「手数料及び諸費用について」の新旧対照表をご確認ください。

以上

「リテラ・クリア証券 方針・約款・規定集」 「単元未満株式の執行方法」の新旧対照表(2024年7月15日より実施)

(下線部分変更)

新	旧
1～2 現行どおり	1～2 省略
3. 時価の取扱い等 上記2. で示す「時価」については、以下の取扱いといたします。 (1) 時価の取扱い 該当する取引所の次の時価を採用いたします。 ① 当日の前場立会時間終了時までに受注したご注文 前場最終値段を時価として採用します。 ② 当日の前場立会時間終了後から後場立会時間終了 時までに受注したご注文 後場最終値段を時価として採用します。 ※ ②の時間帯以降に受注したご注文については、翌 日のご注文として取扱います。(翌日における①と 同様の取扱いとなります。)	3. 時価の取扱い等 上記2. で示す「時価」については、以下の取扱いといたします。 (1) 時価の取扱い 該当する取引所の次の時価を採用いたします。 ① <u>12:00</u> までに受注したご注文 前場最終値段を時価として採用します。 ② <u>12:01～16:00</u> までに受注したご注文 後場最終値段を時価として採用します。 ※ ②の時間帯以降に受注したご注文については、翌 日のご注文として取扱います。(翌日における①と 同様の取扱いとなります。)
4. 注文の受付若しくは約定を行わない場合 (1) 注文の受付を行わない場合 ①～④ 現行どおり ⑤ システム障害等により約定処理等に支障が生じることが 判明している場合 ⑥ <u>その他、取引執行の公正性確保等の観点から、当社 が必要であると判断した場合</u>	4. 注文の受付若しくは約定を行わない場合 (1) 注文の受付を行わない場合 ①～④ 省略 ⑤ <u>その他、システム障害等により約定処理等に支障が生 じることが判明している場合</u> (新設)

新	旧
※ 上記②及び③の取引所は、上記 3 .-(2)で示す取引所となります。 (2) 現行どおり 5 現行どおり <div style="text-align: right;">以上 (2024年7月)</div>	※ 上記②及び③の取引所は、上記 3 .-(2)で示す取引所となります。 (2) 省略 5 省略 <div style="text-align: right;">以上 (2023年11月)</div>

上場有価証券等の取引に関する説明書

別紙「手数料及び諸費用について」の新旧対照表(2024年7月15日より実施)

(下線部分変更)

新	旧
1 現行どおり 2. 単元未満株式(端株)の売買について 単元未満株式の売買については、当社では、以下の2つの方法により、お取扱いいたします。 (1) 仕切り売買 当社が自己で直接の相手方となる売買(相対売買)で執行いたします。この場合、以下の表に基づき算出した仕切額(お客様の売付の場合は時価より仕切幅を減じた価格を、買付の場合には時価より仕切幅を加えた価格)を約定価格としますので、別途、手数料をいただくことはありません。 また、約定価格につきましては、 <u>当日の前場立会時間終了時までのご注文は前場最終値段、当日の前場立会時間終了後から後場立会時間終了時までのご注文は後場最終値段により約定価格といたします。(後場立会時間終了以降のご注文は翌日のご注文とさせていただきます。)</u> なお、仕切り売買においては、市場の需給関係の一時的な偏りによる比例配分等の場合に、ご注文が成立しない場合があります。また、名古屋証券取引所の新興市場銘柄、会社更生法申請による整理銘柄入り銘柄等、お受けできない銘柄があります。これら銘柄の売付は、買取請求のみの取扱いとなります。 また、 <u>当社に保有残がない銘柄の買付注文や、取引執行の公正性確保等の観点から当社が必要であると判断した場合等、注文をお受けできない場合があります。</u> (2) 現行どおり 3~6 現行どおり <div style="text-align: right;">以上</div>	1 省略 2. 単元未満株式(端株)の売買について 単元未満株式の売買については、当社では、以下の2つの方法により、お取扱いいたします。 (1) 仕切り売買 当社が自己で直接の相手方となる売買(相対売買)で執行いたします。この場合、以下の表に基づき算出した仕切額(お客様の売付の場合は時価より仕切幅を減じた価格を、買付の場合には時価より仕切幅を加えた価格)を約定価格としますので、別途、手数料をいただくことはありません。 また、約定価格につきましては、 <u>12時00分までのご注文は前場最終値段、12時01分~16時00分までのご注文は後場最終値段により約定価格といたします。(16時00分以降のご注文は翌日のご注文とさせていただきます。)</u> なお、仕切り売買においては、市場の需給関係の一時的な偏りによる比例配分等の場合に、ご注文が成立しない場合があります。また、名古屋証券取引所の新興市場銘柄、会社更生法申請による整理銘柄入り銘柄等、お受けできない銘柄があります。これら銘柄の売付は、買取請求のみの取扱いとなります。 (2) 省略 3~6 省略 <div style="text-align: right;">以上</div>